

四時局特別費	二五〇〇〇	一三九〇〇	一一一〇〇
一食糧管理對策費	二五〇〇〇	一三九〇〇	一一一〇〇
五渉外費	一〇〇〇〇〇	六八四〇〇	三二六〇〇
一渉外費	一〇〇〇〇〇	六八四〇〇	三二六〇〇
六公債費	一四五六七	一一一〇〇	三四六七
一公債費	一四五六七	一一一〇〇	三四六七
一利子	一四五六七	一一一〇〇	三四六七
借入金利息			借入金利息
計			二八八二五

市町村費
 二八八二五
 市町村費
 五五一〇〇
 市町村費
 二五〇〇〇
 市町村費
 三九〇〇〇
 市町村費
 三六二六三

五諸費	四八〇〇〇	五四八四四	一三五五五
五町民生活補助費	一〇〇〇〇	一〇〇〇	八九六
一諸税	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇
一諸税	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇
八補助費	三三六〇〇	二二六〇〇	六二六〇〇
一補助費	三三六〇〇	二二六〇〇	六二六〇〇
一教育費補助	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇
二勸業費補助	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
三地方財政費補助	六〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇
四社会事業費補助	二三五〇〇	二三五〇〇	二三五〇〇
一教育費補助	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇
二勸業費補助	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
三地方財政費補助	六〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇
四社会事業費補助	二三五〇〇	二三五〇〇	二三五〇〇
五町民生活補助費	一〇〇〇〇	一〇〇〇	八九六
五町民生活補助費	四八〇〇〇	五四八四四	一三五五五
互助会費			一三五五五
計			二三五〇〇

市町村費
 二八八二五
 市町村費
 五五一〇〇
 市町村費
 二五〇〇〇
 市町村費
 三九〇〇〇
 市町村費
 三六二六三

右は謄本なり

昭和二十三年九月七日

福生町收入役 川邊 聖一

第二號

收入役代理吏員送任の件
地方自治法第一百七十條第四項の規定により左記の
者と收入役代理に選任したる

昭和二十三年十月二十日提出

福生町長 岸 徳次郎

記

事務吏員書記
総務課会計主任

佐藤 三郎

議案第三號

福生町公安委員會の行の許可等に関する手数料條例改定の件
福生町公安委員會の行の許可等に関する手数料條例を別紙の通り改定する

昭和二十三年十月二十日提出

福生町長 岸 徳次郎

福生町公安委員会が行ふ許可等に關する手数料添付票

第一條

福生町公安委員會から 古物商營業 風俗營業許可 鉄砲等所持及
鉄砲等譲渡譲渡の許可並に 古物商行商鑑札の交付を受けようとな
る者は次に掲げる手数料を町に納付しなければならない

- 一 古物商營業許可手数料 一件 一〇〇円
- 一 風俗營業許可手数料 一件 一〇〇円
- 三 鉄砲等所持許可手数料 一件 一〇〇円
- 四 鉄砲等譲渡譲渡許可手数料 一件 一〇〇円
- 五 古物商行商鑑札交付手数料 一件 五〇円

第二條

前條の手数料は許可及交付申請の際これを收入役に納入しなければならない

ならぬもの

前項により納入した手数料はいかなる事情があつてもこれを返還しない

附 則

この條例は公布の日から、これを施行し昭和三十三年六月一日以降の許可
及交付からこれを適用する

議案第四号

福生町警察の行ふ証明に関する手数料條例案

福生町警察の行ふ証明に関する手数料條例を別紙の通り設定する

昭和二十三年十月二十日提出

福生町長 岸 徳次郎